

日 薬 業 発 第 7 6 号
平 成 2 2 年 6 月 1 8 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

平成21年度「新たな販売制度の実効性の確保のための一般用医薬品販売制度
定着状況調査」結果の公表について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、厚生労働省が非公開で開催した全国薬事監視等担当係長会議において標記の調査結果が提出され、同時に別紙1のとおり公表されましたので、お知らせいたします。

本会では、今回の調査結果を重く受け止め、別紙2の見解を公表しました。

つきましては、直ちに実施することが求められています「医薬品の区分陳列」、「従事者の名札の着用」、「第一類医薬品販売時の情報提供」等について、急ぎ徹底を図るための施策、例えば、本会作成の自主点検表（別紙3）を直接、会員薬局・薬店に持参し、遵守状況を確認の上、適切な対応を指導するなどを実施していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また本会は、販売制度の遵守徹底のため、各都道府県薬剤師会の担当者を招集し、7月15日（木）午後、緊急全国会議を開催することを予定しております。本件につきましては、改めてお知らせいたしますので、ご担当者の派遣につきましてもご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

記

- 別紙1：平成21年度「新たな販売制度の実効性の確保のための一般用医薬品
販売制度定着状況調査」結果
(省略) ※厚生労働省ホームページ（トップページ）→ 行政分野ごとの情報 →
医薬品・医療機器等 → 一般用医薬品販売制度ホームページに掲載予定
- 別紙2：日本薬剤師会の見解
- 別紙3. 自主点検表（平成21年（本年）6月から施行される事項）
※日本薬剤師会ホームページ（会員向けページ）→ 一般用医薬品関係
（薬事法改正への対応）→2009/5/22 からダウンロードできます。

以 上

一般用医薬品販売制度定着状況調査結果について

平成22年6月18日

(社)日本薬剤師会

本18日、厚生労働省から「一般用医薬品販売制度定着状況調査」の結果が公表されました。調査は、薬局及び薬店における、専門家の状況（名札の着用状況等）、区分陳列の状況、情報提供の状況等について実施されています。

今回の調査結果によって、第一類医薬品の陳列状況、リスク分類別の陳列状況、従事者の名札の有無、第一類医薬品購入時の説明の状況等において、新たな販売制度への対応が不十分であるという実態が示されたと受け取らざるを得ないと考えています。特に、独立店において新たな販売制度の遵守率が低いことが指摘されており、これまでににおける本会の対応が十分でなかったと反省しなければならぬと考えます。

については、早急に都道府県薬剤師会、支部薬剤師会を通じて、改めて新制度の周知と遵守の徹底を図ることと致します。更に、7月15日にはすべての都道府県薬剤師会から一般用医薬品の販売制度に係る担当者を一堂に集め、今回の調査結果を直接伝えるとともに、すべての会員が新たな販売制度を速やかに遵守するよう、徹底した指導を実施し、その実施状況を必ず確認するよう再度要請することとしています。

本会としては、今回の調査結果を真摯に受け止め、指摘された実態を迅速に改善すべく直ちに行動に移す覚悟であることをお伝え致します。

	本年6月1日から施行される事項	確認 チェック
①	医薬品を医薬品以外と区別して陳列。	
②	第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品を区分しての陳列。 ※第一類医薬品の製品リスト等を第二類医薬品等の陳列場所で示すことは可能。	
③	第一類医薬品は、消費者が触れられない場所に陳列。 ※かぎをかけた陳列設備か消費者が直接手の触れられない陳列設備に陳列。	
④	指定第二類医薬品は、情報提供場所から7m以内の範囲、又は直接手の触れられない場所に陳列。	
⑤	一般用医薬品や第一類医薬品を販売しない時間は、陳列する場所を閉鎖。 ※シャッター、パーティション、チェーン等、物理的に遮断され進入困難となるもので閉鎖。 ※閉鎖区画の入口に「専門家不在時の販売等は薬事法に違反するためできない」旨を表示。	
⑥	第一類医薬品は、書面を用いた情報提供を行う。	
⑦	第二類医薬品は、必要な情報提供を行う。	
⑧	情報提供場所の設置。(構造設備規則の要件については経過措置あり) ※情報提供場所の設置は調剤された薬剤、薬局医薬品についても同様。	
⑨	すべての医薬品についての相談応需。 ※調剤された薬剤、薬局医薬品についても同様。	
⑩	名札の着用。 ※薬剤師、登録販売者は、氏名に加え「薬剤師」、「登録販売者」と名札に記載。または、氏名を記載した名札に加えて薬剤師又は登録販売者の別を記載したバッジ等を付ける。 ※一般従事者は、氏名のみ、または氏名に加え「一般従事者」と名札に記載。	
⑪	実務に従事したこと及び業務経験の証明。 ※登録販売者や一般従事者からの求めに応じ、実務に従事したこと及び業務経験を証明する。	
⑫	調剤された薬剤については、書面により「①名称」、「②成分・分量」、「③用法・用量」、「④効能・効果」、「⑤その他薬剤師が必要と判断する事項」の情報提供を行う。 ※調剤された薬剤については、薬剤師法第25条に規定された事項が薬袋に記載されていれば①～④は記載しなくてもよい。	
⑬	薬局医薬品については、書面により「①名称」、「②成分・分量」、「③用法・用量」、「④効能・効果」、「⑤保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項」、「⑥その他薬剤師が必要と判断する事項」の情報提供を行う。	
⑭	薬局医薬品は調剤室以外の場所に貯蔵し、又は陳列しない。 ※倉庫等、薬局の従事者のみが立ち入れる場所又は従事者のみが手に取ることができる場所での貯蔵は可能。 ※薬局製剤の製品リスト等を一般用医薬品の陳列場所で示すことは可能。	

日 薬 業 発 第 8 7 号
平 成 2 2 年 6 月 3 0 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

新たな医薬品販売制度の対応状況に関する自主点検等のお願い
— 「医薬品販売制度対応状況チェック表（新チェック表）」の送付について—

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年6月1日に施行された新たな医薬品販売制度については、日頃より制度の周知・広報ならびに貴会会員薬局等における対応についてご尽力賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな医薬品販売制度に関する自主点検につきましては、本年6月18日付、日薬業発第76号および同月25日付、日薬業発第85号でお願い申し上げているところではございますが、このたび自主点検表をより具体的にした新チェック表を作成いたしましたので、お知らせ申し上げます。

本会では、新たな医薬品の販売制度への対応について、下記参考資料のとおり検討しております。本チェック表を貴会会員薬局における自主点検に活用していただくとともに、9月以降の相互点検においても活用いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、既に現行の自主点検表で会員薬局等に自主点検を依頼されている場合は、現行の自主点検表のままで差し支えございませんので、引き続きご対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

添付資料

○ 「医薬品販売制度 対応状況チェック表」(H22.6.30作成)

- ① 項目と評価ポイントを並べたもの。
- ② ①の項目と評価ポイントを分けたもの。

※①と②の内容は同じです。貴会のご都合に合わせてご活用下さい。

※上記の資料は、以下のどちらからでもダウンロード可。

- ・日本薬剤師会ホームページ(トップ画面)トピックス
- ・日本薬剤師会ホームページ(会員向けページ) → 一般用医薬品関係(薬事法改正への対応) → 2010/6/30 新たな医薬品販売制度の対応状況に関する自主点検等のお願い

(参考)今後の薬剤師会の対応について(予定)

平成22年6月25日付、日薬業発第85号より抜粋

以 上

医薬品販売制度 対応状況チェック表

薬局等の名称:				
許可区分 (いずれかに○) :	薬局 ・ 店舗販売業 (旧薬種商を含む)			
従業員について: 非常勤については、常勤換算しない	薬剤師: 常勤	名	非常勤	名
	登録販売者: 常勤	名	非常勤	名
	一般従業員: 常勤	名	非常勤	名

すべての評価欄とも、いずれかの選択肢に○をしてください。

評価のポイント欄のうち、「※」が付いた例・事項は法令で定められた例・事項です。

評価のポイント欄の※印の例・事項に1つでも対応していないものがあれば、評価は「X」となります。(12は注意書きを参照)

項目	評価	評価のポイントなど	自己チェック
1 医薬品を医薬品以外と区別して陳列している	○	▼消費者から見ても明確にわかる区分された陳列であること	/
	×	例 ※・医薬品のドリンク剤と医薬部外品のドリンク剤を分けて陳列している	
	.	例 ※・医薬品のビタミン剤とサプリメント等を分けて陳列している	
	.	例 ※・医薬品と健康食品を分けて陳列している ・医薬品と医薬品以外を区別しやすいように明確に棚を分けている	
2 第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品を区分して陳列している	○	▼消費者から見ても明確にわかる区分された陳列であること	/
	×	例 ・1つの棚には、1つの分類の医薬品だけを陳列している	
	.	例 ※・1つの棚で複数の分類を陳列しているが、消費者にも区分は明瞭である	
	.	例 ※・薬効分類毎陳列の場合、薬効の区分が棚割りでも明瞭である ・陳列している医薬品の分類を、棚にも掲示している ※・カウンター内側の陳列であっても、明確に区分して陳列している	
3 第一類医薬品は、消費者が触れられない場所に陳列している	○	例 ※ ・第一類医薬品は、鍵をかけた陳列設備やカウンター内等であり、消費者が直接手の触れられないように陳列している	
×	第一類の取扱いが無い		
4 指定第二類医薬品は、情報提供場所から7m以内の範囲、又は直接手の触れられない場所に陳列している	○	←※	
×	指定第二類の取扱いが無い		

5	専門家不在のため、一般用医薬品や第一類医薬品を販売しない時間は、陳列する場所を閉鎖している	○ ・ × ・ 常に専門家が いる	例	※ ・閉鎖するためのシャッター、パーティション、チェーン等を整備している	
				※ ・閉鎖区画の入口に「専門家不在時の販売等は薬事法に違反するためできない」旨を表示するための機材を整備している	
6	第一類医薬品は、書面を用いた情報提供を行っている	○ ・ × ・ 第一類の取扱いがない	例	▼法令に則った、消費者対応を行っている ・情報提供に必要な書面をいつでも参照・提供できるように整備している ※ ・薬剤師が書面を用いて情報提供を行っている ※ ・薬剤師が情報提供を行っていることが消費者から見てわかる(名札・着衣) ・書面を消費者に渡している ・書面を消費者に見せながら説明している	
7	第二類医薬品は、必要な情報提供を行っている	○ ・ × ・ 第二類の取扱いがない	例	▼法令に則った、消費者対応を行っている ※ ・専門家が情報提供を行っている ※ ・専門家が情報提供を行っていることが消費者から見てわかる(名札・着衣)	
8	情報提供場所を設置している ・一般用医薬品の取扱いがなくても必須	○ ・ ×		←※	
9	すべての医薬品についての相談を応需している ・調剤された薬剤、薬局医薬品についても必須	○ ・ ×	例	▼法令に則った、消費者対応を行っている ・相談回答に必要な書籍等の配備 ・最新情報入手のための定期刊行物購入 ・最新情報入手のためのインターネット閲覧環境の整備	
10	名札を着用している ・名字だけではなく氏名を記載 ・専門家種別は、氏名を記載した名札に加え、専門家種別を記載したバッジ等の併用も可	○ ・ ×	例	▼消費者が専門家等の種別と氏名を容易に判別できるようにしている ※ ・一般従事者も含め全員が名札をつけている ※ ・専門家等の種別がわかりやすく記載された名札である ・付け忘れ防止策(姿見や従業員間でのチェック等)を実施している	
11	薬局医薬品(医療用医薬品+薬局製剤)は、書面を用いた情報提供を行っている	○ ・ × ・ 薬局だが販売していない ・ 店舗販売業である	例	▼法令に則った、消費者対応を行っている ・情報提供に必要な書面をいつでも参照・提供できるように整備している ※ ・薬剤師が書面を用いて情報提供を行っている ※ ・薬剤師が情報提供を行っていることが消費者から見てわかる(名札・着衣) ・書面を消費者に渡している ・書面を消費者に見せながら説明している	

12	薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵又は陳列していない 注)最後の例示は、薬局製剤が無い場合には自己チェックの対象外です	○ ・ × ・ ・ 店舗販売業である	▼法令に則った、貯蔵と陳列を行っている		
			例	※・薬局医薬品は調剤室と倉庫等のみに貯蔵している	
				※・医療用医薬品のリスト・空箱等による陳列は行っていない	
				※・薬局製剤のリスト・空箱等を一般用医薬品の陳列場所で示しているが、製剤そのものは調剤室に貯蔵している	

◎以下は昨年6月時点で既設であった薬局等には経過措置期間(H24.5.31まで)がある

13	薬局等の管理及び運営に関する事項を掲示している 注1)薬局・店舗販売業とも、開設許可証の掲示は薬事法施行規則上の必須事項であり、本項に含まない 注2)具体的事項の一部項目は上記許可証で代用可能	○ ・ × ・ 準備中	▼消費者から見てわかりやすい場所に掲示している			
			具体的事項	※・許可の区分の別		
				※・開設者の氏名又は名称その他開設の許可証の記載事項		
				※・管理者の氏名		
				※・勤務するすべての薬剤師又は登録販売者の氏名を記載し、その上で、その営業時間において、現に勤務している者がわかるように表示		
				※・取り扱う一般用医薬品の区分		
				※・勤務する者の名札等による区別に関する説明		
				※・営業時間、営業時間外で相談できる時間		
※・相談時及び緊急時の連絡先						
14	一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項を掲示している	○ ・ × ・ 準備中	▼消費者から見てわかりやすい場所に掲示している			
			具体的事項	※・第一類、第二類及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説		
				※・第一類、第二類及び第三類医薬品の表示に関する解説		
				※・第一類、第二類及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説		
				※・指定第二類医薬品の陳列等に関する解説		
				※・一般用医薬品の陳列に関する解説		
				※・医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説		
※・苦情相談窓口の掲示						
15	薬局 「医療安全管理」と「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等」に関する指針と業務手順書を整備している	○ ・ × ・ 「医療安全管理」に関しては整備済	具体的事項	※・調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針の整備		
				※・調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する業務手順書の整備		
				※・医療安全管理指針の整備(平成19年4月1日施行済)		
				※・医療安全管理指針に基づく業務手順書の整備(平成19年4月1日施行済)		
	店舗販売業	「一般用医薬品の情報提供等」に関する指針と業務手順書を整備している	○ ・ × ・ 準備中	具体的事項	※・一般用医薬品の情報提供等のための業務に関する指針の整備	
					※・一般用医薬品の情報提供等のための業務に関する業務手順書の整備	
				※・従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備		

医薬品販売制度 対応状況チェック表（評価用）

薬局等の名称：				
許可区分 (いずれかに○)：	薬局 ・ 店舗販売業（旧薬種商を含む）			
従業者について： 非常勤については、常勤 換算しない	薬剤師：常勤	名	非常勤	名
	登録販売者：常勤	名	非常勤	名
	一般従業者：常勤	名	非常勤	名

すべての評価欄とも、いずれかの選択肢に○をしてください。

	項目	評価
1	医薬品を医薬品以外と区別して陳列している	○ ・ ×
2	第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品を区分して陳列している	○ ・ × ・ OTCの取扱いがない
3	第一類医薬品は、消費者が触れられない場所に陳列している	○ ・ × ・ 第一類の取扱いがない
4	指定第二類医薬品は、情報提供場所から7m以内の範囲、又は直接手の触れられない場所に陳列している	○ ・ × ・ 指定第二類の取扱いがない
5	専門家不在のため、一般用医薬品や第一類医薬品を販売しない時間は、陳列する場所を閉鎖している	○ ・ × ・ 常に専門家がいる
6	第一類医薬品は、書面を用いた情報提供を行っている	○ ・ × ・ 第一類の取扱いがない
7	第二類医薬品は、必要な情報提供を行っている	○ ・ × ・ 第二類の取扱いがない
8	情報提供場所を設置している ・一般用医薬品の取扱いがなくても必須	○ ・ ×
9	すべての医薬品についての相談を応需している ・調剤された薬剤、薬局医薬品についても必須	○ ・ ×
10	名札を着用している ・名字だけではなく氏名を記載 ・専門家種別は、氏名を記載した名札に加え、専門家種別を記載したバッジ等の併用も可	○ ・ ×
11	薬局医薬品(医療用医薬品+薬局製剤)については、書面を用いた情報提供を行っている	○ ・ × ・ 薬局だが ・ 店舗販売業販売していない である
12	薬局医薬品を調剤室以外の場所に貯蔵又は陳列していない	○ ・ × ・ 店舗販売業である

◎以下は昨年6月時点で既設であった薬局等には経過措置期間(H24.5.31まで)がある

13	薬局等の管理及び運営に関する事項を掲示している 注1)薬局・店舗販売業とも、開設許可証の掲示は薬事法施行規則上の必須事項であり、本項に含まない 注2)具体的事項の一部項目は上記許可証で代用可能	○ ・ × ・ 準備中
14	一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項を掲示している	○ ・ × ・ 準備中
15	薬局 「医療安全管理」と「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等」に関する指針と業務手順書を整備している	○ ・ × ・ 「医療安全管理」に関しては整備済
	販売店舗 「一般用医薬品の情報提供等」に関する指針と業務手順書を整備している	○ ・ × ・ 準備中

医薬品販売制度 対応状況チェック表（評価のポイント）

- ・この「評価のポイント」を参考に、評価用の「評価」項目に○を付けてください。
- ・左欄の番号は、評価用書類の項目に一致しています。
- ・評価のポイント欄のうち、「※」が付いた例・事項は法令で定められた例・事項です。
- ・原則、評価のポイント欄の※印の例・事項に1つでも対応していないものがあれば、評価用書類の評価の項目は「X」となりますが、項目ごと該当しない場合等もありますので、評価用書類とあわせてご利用下さい。

No	評価のポイントなど	自己チェック
1	▼消費者から見ても明確にわかる区分された陳列であること	/
	例 ※ ・医薬品のドリンク剤と医薬部外品のドリンク剤を分けて陳列している	
	例 ※ ・医薬品のビタミン剤とサプリメント等を分けて陳列している	
	例 ※ ・医薬品と健康食品を分けて陳列している	
	例 ・医薬品と医薬品以外を区別しやすく明瞭に棚を分けている	
2	▼消費者から見ても明確にわかる区分された陳列であること	/
	例 ・1つの棚には、1つの分類の医薬品だけを陳列している	
	例 ※ ・1つの棚で複数の分類を陳列しているが、消費者にも区分は明瞭である	
	例 ・薬効分類毎陳列の場合、薬効の区分が棚割りでも明瞭である	
	例 ・陳列している医薬品の分類を、棚にも掲示している	
例 ※ ・カウンター内側の陳列であっても、明確に区分して陳列している		
3	例 ※ ・第一類医薬品は、鍵をかけた陳列設備やカウンター内等にあり、消費者が直接手の触れられないように陳列している	
4	例 ※ 指定第二類医薬品は、情報提供場所から7m以内の範囲、又は直接手の触れられない場所に陳列している	
5	例 ※ ・閉鎖するためのシャッター、パーティション、チェーン等を整備している	
	例 ※ ・閉鎖区画の入口に「専門家不在時の販売等は薬事法に違反するためできない」旨を表示するための機材を整備している	
6	▼法令に則った、消費者対応を行っている	/
	例 ・情報提供に必要な書面をいつでも参照・提供できるように整備している	
	例 ※ ・薬剤師が書面を用いて情報提供を行っている	
	例 ※ ・薬剤師が情報提供を行っていることが消費者から見えてわかる(名札・着衣)	
	例 ・書面を消費者に渡している	
例 ・書面を消費者に見せながら説明している		
7	▼法令に則った、消費者対応を行っている	/
	例 ※ ・専門家が情報提供を行っている	
例 ※ ・専門家が情報提供を行っていることが消費者から見えてわかる(名札・着衣)		
8	例 ※ 情報提供場所を設置している ・一般用医薬品の取扱いがなくても必須	
9	▼法令に則った、消費者対応を行っている	/
	例 ・相談回答に必要な書籍等の配備	
	例 ・最新情報入手のための定期刊行物購入	
	例 ・最新情報入手のためのインターネット閲覧環境の整備	
10	▼消費者が専門家等の種別と氏名を容易に判別できるようにしている	/
	例 ※ ・一般従事者も含め全員が名札をつけている	
	例 ※ ・専門家等の種別がわかりやすく記載された名札である	
	例 ・付け忘れ防止策(姿見や従業員間でのチェック等)を実施している	
11	▼法令に則った、消費者対応を行っている	/
	例 ・情報提供に必要な書面をいつでも参照・提供できるように整備している	
	例 ※ ・薬剤師が書面を用いて情報提供を行っている	
	例 ※ ・薬剤師が情報提供を行っていることが消費者から見えてわかる(名札・着衣)	
	例 ・書面を消費者に渡している	
例 ・書面を消費者に見せながら説明している		
12	▼法令に則った、貯蔵と陳列を行っている	/
	例 ※ ・薬局医薬品は調剤室と倉庫等のみに貯蔵している	
	例 ※ ・医療用医薬品のリスト・空箱等による陳列は行っていない	
	例 ※ ・薬局製剤のリスト・空箱等を一般用医薬品の陳列場所で示しているが、製剤そのものは調剤室に貯蔵している(薬局製剤が無い場合には自己チェックの対象外)	

◎以下は昨年6月時点で既設であった薬局等には経過措置期間(H24.5.31まで)がある

13	具体的事項	▼消費者から見てわかりやすい場所に掲示している			
		※	・許可の区分の別		
		※	・開設者の氏名又は名称その他開設の許可証の記載事項		
		※	・管理者の氏名		
		※	・勤務するすべての薬剤師又は登録販売者の氏名を記載し、その上で、その営業時間において、現に勤務している者がわかるように表示		
		※	・取り扱う一般用医薬品の区分		
		※	・勤務する者の名札等による区別に関する説明		
		※	・営業時間、営業時間外で相談できる時間		
14	具体的事項	▼消費者から見てわかりやすい場所に掲示している			
		※	・第一類、第二類及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説		
		※	・第一類、第二類及び第三類医薬品の表示に関する解説		
		※	・第一類、第二類及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説		
		※	・指定第二類医薬品の陳列等に関する解説		
		※	・一般用医薬品の陳列に関する解説		
		※	・医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説		
		※	・苦情相談窓口の掲示		
15	薬局	具体的事項	※	・調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針の整備	
			※	・調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する業務手順書の整備	
			※	・医療安全管理指針の整備(平成19年4月1日施行済)	
			※	・医療安全管理指針に基づく業務手順書の整備(平成19年4月1日施行済)	
	店舗販売業	具体的事項	※	・一般用医薬品の情報提供等のための業務に関する指針の整備	
			※	・一般用医薬品の情報提供等のための業務に関する業務手順書の整備	
			※	・従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備	

(参考)

※今後の薬剤師会の対応について（予定）

本会では現在、新しい医薬品販売制度の実効性の確保のため、次の対応をとることを検討しております。

詳細については、平成22年度一般用医薬品担当者全国会議(第1回)(7月15日開催)にてご説明いたします。

I. 6月18日～8月末に実施すること

■全会員薬局等における自主点検の再徹底

○日本薬剤師会が実施すること

- 1) 現在ホームページ掲載している自主点検表をより具体的にした新チェック表を作成し、ホームページに掲載(平成22年6月30日対応済)
- 2) 都道府県薬を通じ、全会員薬局等での新チェック表による自主点検の徹底を依頼(平成22年6月30日付・日薬業発第87号)
- 3) 日薬ニュース(FAX)で、会員薬局等に直接周知・徹底(7/1号)
- 4) 日薬雑誌で、全会員に周知・徹底(8/1号)

○都道府県薬剤師会(含、支部薬剤師会等)が実施すること

- 1) 全会員薬局等に対し、自主点検の実施と自主点検結果の都道府県薬剤師会への報告を要請
- 2) 対応が不十分な会員薬局等への指導

○全会員薬局等が実施すること

- 1) 自主点検の実施と都道府県薬剤師会への報告
- 2) 自主点検結果に基づく改善の実施

※既に現行の自主点検表で自主点検を進められている場合はそれでも可

II. 9月1日～9月末日

■地域薬剤師会(都道府県薬剤師会または支部薬剤師会)内での相互点検

○都道府県薬剤師会(含、支部薬剤師会等)が実施すること

- 1) 薬剤師会役員等が全会員薬局等を直接訪問し、新しい医薬品販売制度への対応状況について新チェック表を利用し、消費者目線から確認
- 2) 対応が不十分な会員薬局等への指導
- 3) 都道府県薬剤師会：相互点検結果のとりまとめ、日本薬剤師会への報告

○日本薬剤師会が実施すること(10月以降)

- 1) 都道府県薬剤師会からの相互点検結果報告の取りまとめ
- 2) 相互点検結果の評価
- 3) 相互点検結果の公表